

第7期 第6回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程
 - 議案第20号 農地法第3条の許可申請について (3件)
 - 議案第21号 農地法第4条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第22号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
 - 議案第24号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の見直しについて (1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。本日の委員の出席は19名中17名です。〇〇番 〇〇委員さんから欠席の連絡を受けております。〇〇委員さんがまだお見えになっておりませんが、過半数に達しておりますので、本日の会が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、よろしくお願いたします。

○会長

皆さん、明けましておめでとうございます。これからコロナも拡大していくと言われる中で、新年の開催となりました。今年は色々な事が心配されております。農業では、全国でお米の生産目標が大幅超過ということで、値崩れを起こしておりますので、この辺りも手を打っていかねばならないと思っております。他には、平成28年に委員会法が改正されて、5年見直しをする年でもあります。国は5年ごとに見直しをして足りない部分を補っていくこととしておりまして、制度がうまく機能していない場合は、また法改正ということになるかと思っております。

さて、本日の案件は7件となっております、件数は少ないですが、皆さん慎重なご審議をお願いします。

それでは、只今から第6回農業委員会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願いたします。早速ですが議案審議に入ったらと思っております。

議案第20号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

議案第20号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 譲渡人はなし、競売により落札した案件でございますので、単独申請となります。譲受人(買受人) 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、445㎡、〇〇、田、609㎡、〇〇、田、163㎡、〇〇、畑、834㎡、〇〇、田、356㎡、〇〇、畑、102㎡、合計6筆で、合計面積2,509㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の競落です。作付作物は、水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、選別機です。労働力は本人、父で常時2人です。耕作面積は16,292㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、令和2年3月10日に開催いたしました第32回委員会で農地法第3条第1項の競売に係る買受適格証明願承認をしております。農地法第3条第2項の各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

只今事務局より説明いただきましたが、この件につきましては前委員会で、令和2年3月10日に審議しております。皆さん初めて聞く方も多いと思いますので、地元、○○委員さんから詳細について説明をいただいたらと思います。

○委員 ○○委員

それでは説明いたします。先程事務局から説明がありましたとおり、昨年3月10日の委員会で審議、承認をいただいております。この競売につきまして、当初の予定では4月に実施される予定でしたが、コロナの影響で12月まで実施が延びまして、○○さんが落札されました。場所的には、3ページを開きますと、○○線の、○○、○○の辺りから川内寄り、東寄りに300m程行った所であります。特に周囲への影響はないようですので、皆さま、ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番について、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、452㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。労働力は本人、妻で常時2人です。耕作面積は8,239㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

4ページの地図を開いていただいたらと思います。1月6日、譲受人の○○さんにお話を聞きました。この辺りは農地が少なくなっておりますが、今回の場所は○○さんの家の隣の農地になります。農業を通じて○○さんは○○さんと知り合いました。○○さんのところは、息子さんは農業をしないということで、○○さんと売買の運びになったようです。以上、問題は無いと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今〇〇委員さんからご説明いただいたんですが、皆さんからご質問等お伺いしたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番について事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、281㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は、本人、常時1人です。耕作面積は5,925㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件については、地元、〇〇委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんという方は〇〇市に住んでおられまして、次のページに別の案件があるんですけど、農家住宅を買っており、その進入路を作るという事で申請をしております。この申請は、5ページの丸印のところ、〇〇さん、これはお父さんのお名前ですが、〇〇さんの家の前に水田がありまして、そこを購入する申請です。バラスを敷いておったのを除けることと、農業もしていくことを伝えており、本人も了承されておるんで申請書に判をつきました。皆さん審議をお願いします。

○議長（会長）

要件について〇〇委員さんから説明がありましたが、皆さん何かご意見ございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第21号、農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第21号、農地法第4条第1項の許可申請についてということで、4番 転用者 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1,226㎡の内0.10㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。農用地区

域は農用地区域外。転用目的は営農型太陽光発電施設です。開発許可は不要です。転用許可は必要です。転用許可は一時転用の3年となります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は、6ページの4番の所ですが、〇〇線沿い、左側の方に〇〇小学校がありまして、そこから約300mぐらい上の所です。この一画は昨年までコスモスを植えておりました、中山間の活動としてやっておったんですが、白地の農用地区域外となっております。お米を植えたいというお話も来ておったんですが、どうしても太陽光発電施設をやりたいということでした。〇〇とその下には現在シキビを植えております。その上の方で営農型太陽光発電施設をやりたいということです。3年間の一時転用という事ですので、3年間しっかり農業も続けていけるかを確認しながら、様子を見たいと思います。現在のところは支障ございません。

○議長（会長）

〇〇委員さんの方から現状の説明を受けましたが、皆さんの方からご意見をお伺いしたと思います。

○委員 〇〇委員

この地籍は1, 226㎡の内0.1㎡となつておりますが、以前はどんなだったんですか。

○事務局

前回は営農型発電施設の案件がありましたが、前回は3年前の更新で、今回の方は初めての設置になります。営農型発電施設の設備は、パネルの下に支柱を立てますが、支柱と一緒にパワーコンディショナーも設置します。今はパネルの支柱も大分細くなっており、また、以前はパワーコンディショナーを農地に設置しておりましたが、今回は支柱を立てた上に吊り下げるといふ方式になりますので、実際に農地の転用に係る部分は支柱のみの0.1㎡となります。

○議長（会長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第22号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。5番について事務局より説明願います。

○事務局

議案第22号、農地法第5条第1項の許可申請についてということで、5番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、14㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅のための進入路。権利内容は所有権の移転です。開発許可は不要です。転用許可は必要です。令和2年6月9日に開催されました第35回委員会で除外意見を決定しております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては前期の委員会で除外意見を決定しておりますが、今期では初めての案件となりますし、先程の3番の案件とも関わりがあるかと思しますので、○○委員さんから確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

先程説明したとおりですが、○○を進入路として、○○の水田と併せて購入されるということです。ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの報告がありました。皆さんの方から何かご意見ございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ということで、用途区分変更になります。農用地から農業用施設用地への変更です。農用地から除外はされないということと、分筆は不要です。6番 所有者、申出者、共に○○ ○○さん。土地は、○○の一部、田、358㎡の内198㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は農業用施設用地に農業用倉庫を建てるということです。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

○○からの側道の交差点の南東角にあった倉庫を自宅の横の自分の土地に移転したいという事で申請がありました。ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの報告がありました。皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて議案第24号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の見直しについて、審議したいと思います。事務局より説明願います。

○事務局

資料1をお手元にご用意願います。前々回の11月の委員会で「別段の面積の見直し」についてご説明させていただきましたが、再度説明させていただきます。1ページ目の上の表をご覧ください。東温市全体になると、網掛け部分、経営面積10アール以上40アール未満の農家数が、全体の41.8%で40%を上回っております。旧村単位で見ますと、南吉井村において、経営面積10アール以上30アール未満の農家数の比率が40.9%と、40%を上回っておりますので、南吉井村だけで見ますと別段面積30アールの選択が可能となります。前回の委員会でも申し上げたとおり、年末年始の間に地元農家さんから何か意見をお伺いしておりましたら、来年度以降の別段面積の参考にいたしたいと思いますので、ご披露をお願いします。

○議長（会長）

東温市では現在40アールとして定めておりますが、毎年見直しを行っております。今回の見直しでどうするかご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員 ○○委員

別段面積が40アールになった時には、関わっていないので詳しく存じ上げませんが、以前も別段面積を下げるということについて議論がされていたように思います。30アールには下げられないのでしょうか。それと、農業新聞でも見たんですが、いわゆる空き家付き農地について、セットで斡旋する場合の基準を希望する地区に導入することも議論したらどうでしょうか。

○議長（会長）

3ページの表に各市町の状況が出ておりますが、八幡浜市等は空き家に付属した農地で、1アールから取得を認める所もございます。

○委員 ○○委員

知り合いが苺をやりたいということで相談があるんですけど、40アールという基準があると、苺じゃ40アールというのはどうやっても出来ん、残り20アールぐらいは別のものが要る、ということで諦めた人がおるんですけど、そういうのもあるんで、画一的に40アールと決めずに、例えば施設園芸ならこれだけ、とかそういう方法はあるんじゃないでしょうか。

○議長（会長）

そこら辺は非常に大事な話です。以前にあったことですが、別段面積50アールの時代に、施設園芸をやりたい、20アールあったら施設園芸は十分ですよ、と。でもあと30アール足りないの、無理に借りて50アールにしてもらった。そしたら20アールだけ施設園芸をして、残り30アールは耕作放棄状態、こんな結果になってくるわけです。別段面積が施設園芸を考えた制度にはなっていないわけです。

○事務局

別段面積を下げることのメリットとしては、新規参入がしやすくなり、荒廃農地の抑制に繋がることが挙げられますが、デメリットとしては、下限面積を下げることで、経営面積が小さくなり、生産性が低く、効率的に農業を継続出来ない農家が増えてしまうということがあります。そのバランスを取りながら、決めていかないといけません。ただ、現状では、初期費用がかかるので、若年層の参入がしにくいということもありますので、今後、その辺りを加味しながら検討していきたいと思います。

○議長（会長）

今、国の政策は、担い手に面積を集約して拡大していくという方向でして、その中に施設園芸なんかは考慮されていないわけです。新規就農者を募って、その人に農地を集約していきなさい、というような政策なんで、果樹とか施設園芸とか、農地の利用の仕方によっては非常に薄い部分があるんです。東温市は米麦中心の地域なんですけど、麦も米も売り辛くなっておりますので、その隙間産業として果樹や施設園芸なんかも魅力的になっておるとは思いますが、なかなか国も対応が出来てないようです。

○委員 ○○委員

農業委員会で決定すればどんなことでも出来るんじゃないかと思うんですが。さっきの施設園芸の話でもありますが、皆さん、ほとんど兼業なんですね。新規就農でやりたいという方もいらっしゃいますが、これはとても難しいな、と思います。やっぱり、兼業でしっかり生活を支えて、農業の経験を積んで、経営を拓げていくという方が入りやすい。そう考えたら、もっと下限面積を下げてもいい、1反ぐらいでもいいんじゃないかと思います。その場合、地元農業委員の役割が大きくなってしまいますが、そういうやり方もあるんじゃないかなと。そういった視点で、東温市らしい、地区に合わせたやり方を農業委員会で議論して決定すれば出来ることかなと思いますので、検討頂きたいと思います。

○議長（会長）

これは、3反とかに下げることが出来るのかな？

○事務局

検討に当たっては、上の表にありますように、経営面積ごとの農家数の比率を基にしておりますので、もう少し全体的な農家の経営面積が小さくなってくれば、それに合わせて見直しも可能となります。

○議長（会長）

今のところ、30アール以上40アール未満というのが東温市の平均というわけですね。

○事務局

そうです。農地法施行規則第17条の3のところにありますように、おおむね百分の四十を下回らないようにというのが基準となっておりますので、その数字を見ながら検討していくことになるかと思えます。

○委員 ○○委員

比率が40%っていうのは、この基準はずっと維持されるんですか？

それと、○○委員さんが言われてたように、中山間は宅地に付随した農地を買って欲しいという希望が多いと思うんですよ。その辺りも検討していかないかと思うんです。

○事務局

別段の面積については施行規則の基準に基づいて検討することとなっておりますので、おおむね40%を下回らないということで今後も検討していこうとは思いますが、空き家付き農地については、以前に検討したことがあります。南予では積極的に推進されているものの、市内で山間部から都市部に移動するという場合が多く、他県から移住してくるような例は多くないようです。

○議長（会長）

それでは、今回の意見については、1年間我々も勉強しながら、来年に検討させていただくこととして、本年度は40アールを据え置きとさせていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は全て終了しましたので、第6回農業委員会を閉会いたします。